



八 監 第 4 7 9 号

令 和 4 年 2 月 1 4 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

平成30年度財政援助団体監査（社会福祉法人八千代市社会福祉協議会運営費補助金）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

平成30年11月21日付け八監第313号により提出した平成30年度財政援助団体監査（社会福祉法人八千代市社会福祉協議会運営費補助金）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

平成 30 年度財政援助団体監査結果（平成 30 年 11 月 21 日付け八監第 313 号）

対象機関	対象出資団体	所見及び措置内容
健康福祉課	八千代市社会福祉協議会運営費補助金	<p>《社会福祉協議会》</p> <p>(1) 福祉振興基金の有効活用について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>社会福祉協議会では、運用型の基金として福祉振興基金（以下「基金」という。）を設置し、その運用益を財源として地域福祉活動助成等の助成事業を実施しているところである。また、平成 28 年度に、将来を担う子どもたちへの支援事業の財源として 1,000 万円を取り崩し、子どもの貧困に関する支援事業として、子どもたちが集える居場所づくりを目的に「ふらっとホーム」を大和田地区に開設し、平成 29 年度には緑が丘地区に新規開設をするなど、事業を拡大しているところである。</p> <p>しかしながら、昨今の低金利状況により、運用益のみで実施できる事業は限られており、現在、基金には多額の資金が保有されていることから、基金の設置目的である社会福祉協議会の事業の振興と、地域福祉の増進を図るため、その役割を効果的なものとするよう当該基金に係る規程等の検証を行い、なお積極的に基金を有効活用するための方策を検討されたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>社会福祉協議会におきましては、令和 3 年 3 月に、同協議会の中期経営計画となる八千代市社会福祉協議会「第 1 期発展・強化計画」（計画期間：令和 3 年度～6 年度）を策定しており、同計画において、福祉振興基金の有効活用に係る「福祉振興基金運用等委員会（仮称）」を設置し、協議を行うとする取組を位置付けました。同協議会では、今後、同計画に基づき、基金のあり方、有効的な活用及び果実の運用等について、積極的に方策を検討していくとのことです。</p>